

鳥取縣公報

第 四 十 六 號

昭和十四年七月十四日 金曜日

縣 令

昭和十四年七月十四日

金曜日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣令第十七號
昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林產物檢查手數料規則中左ノ通改正シ昭和十四年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス。

昭和十四年七月十四日

第一條第三號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ粉炭ニアリテハ二〇疋ニ付金壹錢ガソリン代用木炭ニアリテハ袋入ニ限リ一〇疋ニ付金壹錢

◆鳥取縣令第十八號

昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林產物檢查手數料規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年七月十四日

第三條中證箋ノ種類ニ左ノ一種ヲ加フ

五 拾 錢

綠

色

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

01066

告示

昭和八年七月鳥取縣告示第二百九十一號林產物規格中左ノ通改正シ昭和十四年七月二十日ヨリ之ヲ施
行ス

第五條第一種木炭規格表中炭ノ次ニ左表ヲ加フ
鳥取縣知事 副見 喬雄

稱呼	別	正味	儀	裝
小荒	類樹葉濶	割、長邊二 二梗以上四梗未滿	一五斤	六、小荒ノ儀ハ 全幅五〇梗編幅一米三六梗以内
粉炭	類樹葉濶	厚サ長邊ノ三分ノ二以上	三疋	トス
類樹葉濶	直徑一五梗未滿 並一五梗	九、割込トス	七五	七、粉炭ノ口當ハ葉付柴又ハ藁製機
目ノ金篩ヨリ落チタルモノ	長サ三梗未滿	二〇斤	儀トス	
		以内		

向條第二種木炭規格表中炭ノ次ニ左ノ第三種木炭規格ヨン次ニ左ノ第四種木炭規格表ヲ加フ

呼	小荒	類樹葉潤	撰	別	量
稱呼	白炭小荒ニ同シ				
撰	第四種木炭 (蒸化法ニ依ル木炭)	別	一五疋	正味	量
	丸、直徑二粨以上四粨未滿 割、長邊二粨以上四粨未滿 厚サ長邊ノ三分ノ二以上 長サ二粨以上四粨未滿 丸ハ割込トス	量 正味 風袋	三内 以內	正味 風袋	儀
一〇疋	一、 二、 三、 四、 五、	目 儀	八、小荒ノ形狀ハ丸形トス		
二 以 內	包装袋ノ包口ハ二重以上ノ折込又 モニニシテ防濕強韌性ニ富ムモノ 形狀ハ二重袋狀トス 包装袋ハ縦繩二重廻シ一ヶ所横繩一 本掛戻シトス 包装袋ノ表面ニハ左ノ文字ヲ墨又 ハベニガラヲ以テ刷込モノトス	裝			
特製 ガソリン 代用木炭 生産者	正味				
一〇疋					

同條末尾ニ左ノ通追加ス
第一種木炭、第二種木炭ノ小荒ハ應急用ガソリン代用木炭トシテ調製シタルモノニ限ル

第六條第一號ノ末尾ニ左ノ通追加ス
粉炭ニハ等級ヲ附セズ

同條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四、第一種、木炭第二種木炭ノ小荒及第四種木炭ニハ當分ノ間等級ヲ附セズ

◆鳥取縣告示第四百四十九號
因伯牛續生產檢查規則第一條ニ依ル生產檢查ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年四月二十五日迄ニ生產シタル續ノ所有者又ハ管理者ハ該續ヲ所定ノ檢查所ニ牽付ケ檢查ヲ受クヘシ

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事 副見喬雄

検査月日	検査場所	検査區域	牽付時刻
七月十八日	岩美郡蒲生村蒲井町	蒲生東村	午前九時ヨリ十時迄
七月十九日	小田井村	蒲生村	午後一時ヨリ二時迄
七月二十日	大岩村	大谷	午前八時ヨリ九時迄
七月二十一日	福部村	高江	午前八時ヨリ十時迄
七月二十二日	成茅器村	殿榜	午前八時半ヨリ九時半迄
七月二十四日	宇倍野村	歎	午後一時ヨリ二時迄
七月二十五日	鳥取市影山	鳥取市(舊移集)	午前八時ヨリ九時迄
七月二十六日	津ノ井村	桂木	午後一時ヨリ二時迄
七月二十七日	倉田村	中大路	午前八時半ヨリ九時半迄
七月二十八日	鳥取市家畜市	安居寺	午後一時ヨリ二時迄
七月二十九日	鳥取市	賀露	午前九時ヨリ十時迄

◆鳥取縣告示第四百五十號
昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事 副見喬雄

住所 鳥取縣鳥取市富安二五三番地
昭和十四年五月十六日婚姻ニ依リ前姓關原ヲ山田ト改姓並本籍異動ノ爲メ產婆名簿登錄訂正方出願ニ對シ別記日時場所ニ於テ「トラホーム」豫防法施行細則第三條ニ基キ左記區域一部ノ住民

正方出願ニ對シ昭和十四年七月七日訂正

昭和十四年七月十四日

◆鳥取縣告示第四百五十一號

昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホーム」豫防法施行細則第三條ニ基キ左記區域一部ノ住民ニ對シ別記日時場所ニ於テ「トラホーム」檢診ヲ施行ス

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

日	時	區	域	檢診ノ場所	檢診ヲ受クベキモノ
七月十八日	午後一時ヨリ	小鴨村	小鴨小學校下	小鴨尋常小學校	昭和十三年四月一日以降出生シタルモノ
七月二十日	午後一時ヨリ	上小鴨村	上小鴨尋常小學校	上小鴨尋常小學校	タルモノ
七月二十三日	午後一時ヨリ	山守村	山守尋常小學校	山守尋常小學校	
七月二十五日	午前九時マデ	矢送村	矢送尋常小學校	矢送尋常小學校	
七月二十七日	午後一時ヨリ	東鴨分教場校下	東鴨分教場	東鴨分教場	
自七月二十二日至二十三日	午前八時ヨリ	東伯郡守村	山守尋常小學校	山守尋常小學校	
自七月二十七日至二十八日	午前九時ヨリ	東伯郡上小鴨村	上小鴨尋常小學校	上小鴨尋常小學校	
昭和十四年七月十四日	午後四時マデ	南谷尋常小學校	南谷尋常小學校	南谷尋常小學校	
受昭和十五年度ニ於テ壯丁検査ヲ 昭和十四年度徵兵検査ノ際「ト ラボーム」其ノ他ノ患者ト診定 セラレタル者並ニ理髮營業者及 從業者					
子大正八年十二月一日ヨリ同九年 十一月三十日迄ニ出生ナル女					

◆鳥取縣告示第四百五十二號

昭和十四年七月產婆名簿登錄訂正表左ノ如シ

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

住所

鳥取縣東伯郡八橋町大字保一四番四地

昭和十四年三月二十二日婚姻ノ爲メ前姓村岡ヲ中本ニ改姓並本籍住所開業地異動ニ依リ名

簿訂正方出願ニ對シ昭和十四年七月十日訂正

中

本

定

子

◆鳥取縣告示第四百五十三號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生產檢查ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年五月五日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付ケ檢查ヲ受クヘシ

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

検査月日

検査場所

検査區域

検査開始時刻

七月十五日

東伯郡竹田村下西谷

竹田村一圓

午前九時

七月十七日

旭村曹源寺

旭村ノ一部

午後一時

七月十七日

旭家畜市場

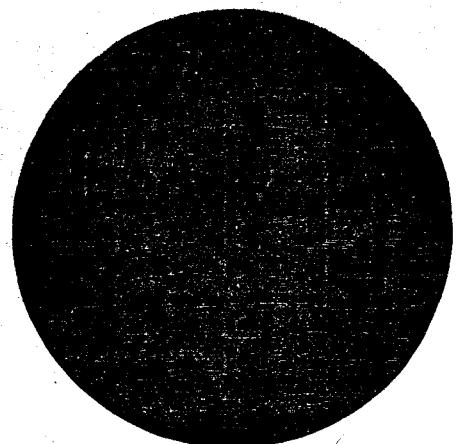
旭村一圓

午前十一時

八月一日	八月二日	八月三日	八月四日	八月五日	八月六日	八月七日	八月八日	八月九日	八月十日
社下北條村	同北村國分寺原	同谷村中本	同城村上大福立	灘築手村別谷	大良誠町妻波原	由良誠町村一圓	灘築手村一圓	高城村一圓	北谷村一圓
赤崎家畜市	古布庄村三本	金市家畜市場	古布庄村一圓	下上鄉村一圓	下上鄉村一圓	八橋東外二圓	由大誠町村一圓	高城村一圓	午前十八時
美田村村	同村法矢	同村大杉	同村大杉	同村大杉	同村大杉	由大誠町村一圓	灘築手村一圓	北谷村一圓	午前十一時
勝市	万下杉	市場	市場	市場	市場	由大誠町村一圓	灘築手村一圓	高城村一圓	午前十二時
津田場						由大誠町村一圓	灘築手村一圓	北谷村一圓	午前十三時
安赤田	古布庄村一圓	古布庄村一圓	古布庄村一圓	古布庄村一圓	古布庄村一圓	由大誠町村一圓	灘築手村一圓	高城村一圓	午前十四時
崎町村						由大誠町村一圓	灘築手村一圓	北谷村一圓	午前十五時
一成圓美						由大誠町村一圓	灘築手村一圓	高城村一圓	午前十六時
午午午	午午午	午午午	午午午	午午午	午午午	午前前前	午前前前	午前前前	午前前前
後前前	後前前	後前前	後前前	後前前	後前前	十八時	十九時	十一時	十二時
一十九時	一十九時	一十九時	一十九時	一十九時	一十九時	午前前	午前前	午前前	午前前

事變特報

01075



堅忍持久
盡忠報國
舉國一致

彙

報

第十二號

01074

八月十一日
八月十二日

下中山村御崎
上中山村(樋口)
同村羽田井

下中山村一圓
上中山村一圓
以西村宮木

午前十時
午前十一時
午前十時

鳥取縣公報

第十四十六號

昭和十四年七月十四日 (第三種郵便物認可)

一〇

- 目 次
- 一 鳥取縣國民精神總動員運動の強化徹底に就て……鳥取縣總務部長 清水谷 徹 一三頁
 - 一 「軍用資源秘密」の指定……………(特高課) 一九頁
 - 一 近時の物價傾向に就て……………(商工水產課) 二二頁
 - 一 支那事變に際し從軍したる軍人軍屬の地方稅に代る寄附金について……(地方課) 二四頁
 - 一 旱魃に對する水稻の應急處置……………(農產課) 二七頁
 - 一 傷痍軍人中等教員の養成……………(社會課) 三二頁
 - 一 市町村に於ける軍事扶助金の取扱に就て……………(會計課) 三三頁
 - 一 經濟法令違反防止に關する標語募集……(保安課) 三三頁
 - 一 軍人遺・家族指導囑託の設置……………(社會課) 三五頁
 - 一 政府への金賣却者(承前)……………(時局課) 三六頁

に實確れ入仕げ上賣
爲の國告申くなれ澳

鳥取縣國民精神總動員運動の強化徹底に就て

鳥取縣總務部長 清水谷 徹

一昨年の本月本日北支の一角に戦火が舉り、今次の支那事變の幕が切つて落されてより既に満二週年の歲月が流れたのであります。事變は愈々本格的の長期戦に入り一方に於ては戦ひ、一方に於ては建設し、舉國一致聖戰窮極の目的たる東亞新秩序の建設に向つて邁進致して居るのであります。

然るに國際間の情勢は、世界を擧げて前途憂に容易ならざるものがありまして、國民の一大覺悟を要すること今日より大なるものはないと思ふのであります。一と度この事變に失敗すれば我國民は總倒れになり、國家の繁榮も個人の幸福も水の泡の如く消え去つて了ふのであります之と反対に此事變に成效すれば日本民族の爲には勿論のこと、東亞諸民族の爲に希望に満ちた

る新天地が展開せられ、私共の幸福と安寧とが約束されるのであります。

故に事變勃發以來國民は盡忠報國の誠を效し、克く舉國一致の戰時態勢を確立し來つたのであります。而して更に今後の重大なる新局面に即應し、國際情勢に對處する爲には國民精神總動員運動を一層強化して、官民一體物心一如の實踐運動に推し進めねばならないのであります。

曩に中央に於ては國民精神總動員委員會を内閣に新設されたのであります。此委員會は内閣總理大臣の管理の下にあつて本運動の企畫と指導の一元化を團ると共に、政府及聯盟の聯絡機構として之に當る事

となつたのであります。

此の新に組織せられたる國民精神總動員委員會に於ては、本年四月七日國民精神總動員新展開の基本方針を決定致しまして、閣議に於ても亦之を承認したのであります。これによりますと國民精神總動員運動は

(一) 肇國の大理想を顯揚し、東亞新秩序の建設を期す。

(二) 大に國民精神を昂揚し、國家總力の充實發揮を期す。

(三) 一億一心各々其の業務に精勵し、奉公の誠を效さむことを期す。

と云ふ三つの綱領を基本とし、之に則りて力強く展開せられる事を相成つたのであります。

而して今回の改組に於ける要點として注目すべきことは、從來の官製運動、天下の運動を退けて今後は一層官民一體主義の下に、舉國一致運動の實踐に乗り出すことでありまして、之が改革的第一點であります。

次に改革の第二點は地方實情主義と重點主義とを明かにしたことでありまして、努めて地方の實情と運動の對象に即し、主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ふことに致したのであります。

第一は時局の真相を明にして其の世界的重大性の認識を深め、皇國臣民として精神的團結を此の際一層強固にし、新東亞建設の擔當者たるべき横溢せる精神力と、卓絶せる國民道德との振起涵養を圖ることであります。

第二は生産力の擴充並に物資動員・物價調整等の經濟國策への積極的協力に努め、特に物資の活用・消費の節約・貯蓄の實行・勤労の増進・體力の向上に主力を注ぎ、業務並に生

活り刷新を圖ることであります。

第三は事變の進展に伴ひ益々銃後後援の實を

擧げることであります。

此等の三方面の運動の實績を擧げる爲にはそれこそ眞に官民一體となり、明朗闊達なる國民運動たらしむることが必要でありまして、特に官民共に指導的地位にある者は率先して之が實行を期すべきであると思ふのであります。

戰の最後の勝利は結局、國民の一人々々が攻克時局の眞意義を認識して、忠君愛國の誠心を本とし、銘々の境遇と職業と地位とに應じ、強く正しく其の責務を果す國民に歸するのであります。之が爲には日本精神に徹して聖戰の意義をよく理解し其の行先を見透し、各人の持つてゐる有形無形の力を綜合して、それを力強く又それを長く持ちこたへて日夜實行することが肝要であります。

即ち支那事變の本質に對する透徹したる認識、國の内外に於ける實際の情勢、又我國の根本目的と云ふ様なことについて我々は具體的に知つて居り、「成る程日本は今容易ならぬ場面に臨んで居る。世界史上一大時期を劃する最も重大な

る地位に立つて居る」と云ふことをはつきりと自覺して、「我が皇國の興廢は一に懸へて事變處理の如何にあるのだ。此の聖戰の最後の勝利に漕ぎつける迄はどんな苦勞でも耐へ忍んで戦はねばならぬ。そして國民と共に誓つて此の光榮ある任務を成し遂げねばならぬ」と云ふ決意を固めて吾等一億國民が全能力を集中發揮して強力日本を建設しなければならないと思ふのであります。昨年十一月三日の政府聲明は此の根本意義を闡明して餘すところがないと思ふのであります。即ち東亞の新秩序は日滿支三國相携へて政治・經濟・文化等の各般に亘り所謂互助連環の關係を樹立することが根幹であります。そして東亞に於ける國際正義の確立・共同防共の達成・新文化の創造・經濟結合の實現を期するに、あるのであります。これこそは我が建國の大理想に淵源する有史以來の大事業であつて、之を完成することは現代の日本國民に課せられたる最も光榮ある責務と云はなければなりません。而して現下の國際情勢は歐洲に於ても又極東、

方面に於ても紙一重の緊迫感に包まれて居るのであります。眞に一觸即發の状勢にさらされることは御承知の通りであります。

援蔵諸國の動き、帝國の意圖する國民政府の潰滅、東亞新秩序建設に對する第三國の干涉等に對しては、其相手方の如何を問はず斷乎として之が排除に當る國民的決意を確立しなければならぬことは申すまでもありません。實に世界は今や再び世界戰爭の危機に直面して居ると申しても誤りでないと信するのであります。此の騒然たる國際情勢に處する我國としては、獨自の立場に據り東亞に於ける唯一の強大國として其の指導的地位を確立して、以て東亞全局の安定に努力邁進しなければならないのであります。

斯の如き大使命を負擔し長期建設を遂行する爲には國家總力の飛躍的増強を期するが急務中の急務であると云ふことを國民の誰もが肯定するところであらうと思ひます。とりわけ國防力特に軍備の充實を圖り、之に伴ふ戰時財政の實体を強化擴充し、當面に於ける物資の需給・物

資の活用・消費節約等の諸問題を克服することは國力增强の爲に絶對的に必要なことあります。

私共は須らく現下の物資需給の實情と、物價抑制の重要性とを十分に認識して、全縣民各階層を通じ公私生活の全面に亘り、徹底したる生活刷新を圖つて各種物資の活用に全力を注ぐと共に、極力消費の節約を期すべきであると思ひます。これが即ち日常生活・日常業務の裡に國民精神總動員を活し、長期戰に耐える國力を養ふ所以であると信じます。斯様なる見地に立ち時局推移に伴ひ、茲に鳥取縣國民精神總動員運動の持續強化方策が決定せられた次第であります。

即ち本縣としては、此際從來決定せる鳥取縣國民精神總動員運動實施要項の徹底を圖ると共に、特に次の事項を強調し、本運動の實績を收むる事と相成つた次第であります。即ち本年度國民精神總動員運動の努力目標を

第一 時局認識の徹底

第二 國力增强への協力
第三 銃後後援の強化

の三點に置いたのであります。而して縣民一致此の空前の時難を突破して興亞の大業に翼賛する爲になすべき事項は多種多様であります。特に

- 一 生産力擴充の徹底を圖ること
- 二 勤勞倍加、能率増進を圖ること
- 三 物資を愛護し、消費を節約すること
- 四 重要物資の回収再生に努むること
- 五 生活刷新事項を勵行すること
- 六 貯蓄組合の普及並に貯蓄の増加を圖ること
- 七 金を政府に賣却すること
- 八 銃後奉公會の活動を促進すること
- 九 健康の保持、体力の増進に努むること

此等九項目の事項に付ては縣下の指導網を整備擴充し、教育教化關係者の積極的活動を促し就中青年及婦人運動の發展強化を講じて十二分に實踐の向上に努めたい方針であります。

鳥取縣廳に於ては今般時局課を新設して國民精神總動員其の他時局關係の事務を統括すると共に、社會教育課を獨立せしめて一般教化關係事務の一元化を圖り、兩々相提携して國民精神總動員運動の推進力たらしめんと期して居る次第であります。

帝國が支那事變が當初の不擴大方針による事變處理の希望を棄て、已むを得ず全面的戰争に轉じて以來御稜威の下に忠勇なる皇軍は赤誠溢るゝ銃後の後援を受けつゝ陸に海に又空に偉大なる戰果を收め、之に併行する建設の事業も着々として進行して居ることは國民として感激に堪えざる所であります。

01082

たる損害は兵員に於て死傷・降伏・逃亡等を合せて二百三十餘萬人に達し、戰利品も莫大の數量に上つて居ります。又占據地域は實に帝國の全面積の二倍半に及び、此の地域内に在る支那民衆は實に一億七千萬人に達し、今や蔣介石の勢力圈内に在る人民の數よりも遙に多いのであります。而して此の地域を包んで敵軍と相對峙する戰線の長さは實に三千六百糠(九百里)に餘り世界大戰に於ける聯合軍の西部戰線七百九十糠に比べて四倍以上に當るのであります。

又海にあつては我が無敵海軍による支那海岸の封鎖は延長二千八百五十浬に達し、完全に制海權を我が手に收めて居ります。更に空に在つて敵機に與へた損害は擊墜及地上爆破を合せて二千餘機に達し、制空權亦完全に我が手中に收められて居るのであります。

一方建設の方面に於ては、皇軍の進撃に隨伴して到る處宣撫工作を進められ、民心の安定を計りつゝありまして、既に蒙疆政府・臨時政府・維新政府等何れも帝國の協力指導の下に堅實な

る基礎の上に成長し、政治・經濟・文化等各般に亘る復興と共に民衆は逐次塗炭の苦みから救ひ上げられつゝあるのであります。

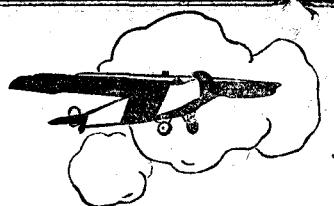
凡そ一國對一國の戰で僅々二ヶ年の間に此の如き偉大なる戰果を收めたる戰争は世界の戰史にも其の類例がないのであります。夫れにも拘らず事變處理の全局から見れば未だ峠を越しては居りません。文字通り長期戰であります。國家總力戰であつて其の成否は今後に於ける國民の努力と國家總力戰の如何に繋るのであります。

本日事變二週年に際會し、吾々縣民は深き感謝の裡に東亞の現實を直視し、これをはつきり把握して前途に横はる幾多の困難を克服し、東亞新秩序建設の輝く希望に一路邁進するの覺悟と信念とを更に堅固に致し度いと存ずるのであります。

本年度鳥取縣國民精神總動員強化方策の決定に當り、衷心縣民各位の至情に訴へ、深厚なる御協力と御共鳴とを重ねて切望する次第であります。

(七月七日 ラヂオ放送)

01083



指定

「軍用資源秘密」の

昭和十四年六月二十六日から

軍用資源秘密保護法が施行せら

れ、同日陸軍・海軍省令を以て

軍用資源秘密保護法施行規則が公布せられて、

軍用資源秘密保護法施行規則に屬する圖書物

件の標記及除去・工場事業場の秘匿に關する措

置・公務による者への秘密の開示等についての

種々の手續等が規定せられたが、該施行規則に

於て軍用資源秘密に指定せられたもの次の通り

である。

一 左に掲ぐる物資の生産額及生産能力並に物資動員の計畫又は生産擴充の計畫中の生産額及生産能力と、此等を表示する圖書物件アルミニウム、マグネシウム、ニッケル、フェロニッケル、水銀、タンクステン礦、フェ

- 二 プテン、マンガン礦、フェロマンガン、フェロクロム、コバルト、フェロワナヂウム、アルミニウム合金、航空揮發油、航空潤滑油、ベンゾール、石炭酸、トルオール、貨物自動車、航空機又は其の機體、發動機若是プロペラ、
- 三 表示する圖書物件
- 四 アルミニウム又はマグネシウム用電解爐、整流器、アルミニウム合金用壓延器、押出器、ベンゾール及トルオールの分溜裝置、彈丸搾出機

01084

車、装甲車、裝軌索引車、艦船、(機關、罐
管、復水器管を含む)航空機又は其の機體、

發動機若はプロペラ、魚雷、魚雷發射機、機
雷、機雷敷設装置、掃海具、爆雷、爆雷投射
機、防潛網、測遠機(測距儀)、照準眼鏡、航

空用寫真機、無線電信機、無線電話機、探照
燈、聽音機、鐵帽、防毒面、防毒被服、射出
機、落下傘

五 左に掲ぐる物資を生産する工場に於ける當
該物資の生産額生産能力並に生産力擴充計
畫に基く生産額生産能力及び此等を表示す
る圖書物件

アルミニウム(屑より生産するものを除く)マ
グネシウム、ニッケル、フェロニッケル、水
銀、フェロタンクステン、フェロモリブデン
フェロマンガン、フェロクロム、コバルト、
品を除く)、航空揮發油、航空潤滑油、トル
オール、純ベンゾール、ダニドロクロールベ
ンゾール、貨物自動車、航空機又は其の機體

アルミニウム(屑より生産するものを除く)マ
グネシウム、ニッケル、水銀、タンクステン、マンガ
ン礦、酸化コバルト、ワナデウム礦、酸化ワ
ナデウム

八 左に掲ぐる港灣に於ける前號の輸入額及之
を表示する圖書物件

室蘭港、横濱港、名古屋港、伏木港、大阪港、
神戶港、今治港、門司港、若松港、仁川港、
基隆港、高雄港、大連港

九 左に掲ぐる各種特殊技能者の總數又は種類
別數及此等を表示する圖書物件
蒸氣機關車乘務員、機關士、機關助士、
航空機乗員、航空士、操縱士、機關士

01085

無線通信有技者

一〇 左に掲ぐる各種のもの、總數及之を表示
する圖書物件

航空機、貨物自動車、乘合自動車、

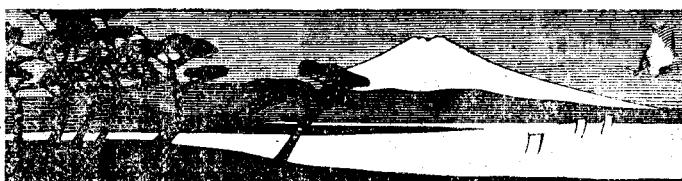
一一 左に掲ぐる各種馬の總數及之を表示する
圖書物件

壯齡馬(明け四歳以上明け十七歳迄の馬を云
ふ)

軍用保護馬

一二 横太鐵道株式會社に屬する鐵道の輸送能
力
而して右各項に亘る總數、生産額、能力等は
昭和十三年一月以降に於ける數量をさすもの
である。

× × ×



就て

近時の物價傾向に

現下の時局狀態に於て經濟國策上物價問題はその最も重要な
ものである。

武力戰そのものは陸海軍に依
頼して決して心配はないのであ
るが、銃後の最大問題は軍需物
資の供給を完全ならしめるに在
るのである。海外諸國、特に英
佛等が蔣介石援助から抜けきら
ないのも全く、長期に亘る間に
は、或は日本の軍需供給力を保
全して東洋に於ける霸權を持続し得るものと考
へてゐるのに起因して居るのであつて、日本の大

陸進出を押へ得て、英佛の支那にある勢力を保
全して東洋に於ける霸權を持続し得るものと考
へてゐるのに起因して居るのであつて、日本の大

01086

實力は決してこの軍需の供給に破綻を來すやうな貧弱なものではないのであるが、唯問題は前にも記載したやうに物價騰貴による惡性インフレーションを招來することの危險である。

物價の騰貴が我が國策に及ぼす影響について本報九號にも述べた處であるが、物價が騰貴すると政府の豫算はこれが爲に不足して來て思ふやうに軍需品が調へられぬやうになり、輸出が減少して國の資金に不足を來し、生産力の擴充も不可能に陥り、國民貯蓄は激減し、國內不安は急騰して遂には今次の聖戰目的の達成も出來なくなるに至ることはドイツの例がこれを語つてゐる。即ち物價の暴騰を來すか否かは、我が曠古の大業たる新東亞の建設、東洋永遠の平和を齋して我が國を中心とする東亞民族の樂土を築き上げる大事業が達成を見るか失敗するかの重大なる分岐點をなすものであつて、吾々銃、後の大國として何を描いてもこの國內物價の抑制をなさねばならぬ處である。

今、日支事變の始まつた昭和十二年の七月の

物價指數を一〇〇として本年三月現在の物價の状況を見ると、

布綿類(衣服用織維) 一四三、七

建築材料 一二三、七

工業薬品 一三〇、六

食料及嗜好品 一〇九、三

織維原料品 九四、六

金屬類 一二二、九

其 他 九一、四

であつて、全体を総合的に見ると事變以來本年三月までに約二割五分四厘高に當り、昭和八年の物價指數を一〇〇として見ると實に六割一分四厘高に當つて居る。

もとより物價の騰貴は前述の通り事變前から世界的にその傾向をあらはしてゐるのであつて、我國のみの傾向ではないのであるが、それにも事變に伴ふ騰貴の事實は明らかであり、これが政府の統制によつて暴騰を抑壓せられてゐることも明かである。次に昭和十一年以後の物

01087

價、生計費、賃銀の指數を記すと左の通りである。(上の指數は皆昭和八年の指數を一〇〇とするもの)

年 次	物 價 指 數	生 計 費 指 數	賃 銀 指 數
昭 和 十 一 年	一〇九、四	一〇九、九	一〇二、〇
同 十 二 年	一一九、五	一一四、六	一〇七、〇
同 十 三 年	一四七、二	一二四、二	一一四、四
同 十 四 年(二月)	一六一、四	一二六、七	一二三、九

この表で見るやうに、賃銀指數の上昇に較べて生活費指數が常に高くなつてゐるが、これも政府の政策の現れと見ることが出来る。政府は現在賃銀についても統制を行つて一般物價の抑制の一方法としてゐるのだが全く、收入が多くなり、消費が多くなり、物價が高くなるのでは賃銀が多くても個人にとつても何にもならないことになるのである。

とにかく政府の統制政策と國民の自制とよつて我が國物價の騰貴はよく制壓されては居

るけれども、而し失張り漸騰の傾向を辿りつゝある。こゝに國民は大に自肅自制して各自の購買心抑制につとめ、大いに物價の昂騰に一層の努力を拂ふべき必要がある。

商人が自分の儲けの爲には他を顧みなかつたり、一般國民が自分に金さへあれば好きなものを買ひ、物が高くなりそら少しでも相場が上らぬうちに買つて置くと云つた風なことは、これ迄には或る程度行はれたことであり、又、平和な時期には國家の大局としては左程に直接

01088

的な重大問題でもないのであるが、今の非常時期は決してそんな状態を認めるべき時ではない。如何に個人として金儲けが、出來又自家の財政に有利であつたとしても、若し今次の戦争と新東亜建設の大業が失敗に終つて、前のドイツ帝國のやうな破綻に至る事があつたとしたら、各人の富も一朝にして雲霧四散して國家と共に壊滅して了ふより外はない。

吾々國民は、この際是非とも利己的な態度を忘れて國家の大局に着眼し、極力國策に協力してこの重大時局の打開に邁進しなければならないのである。

×

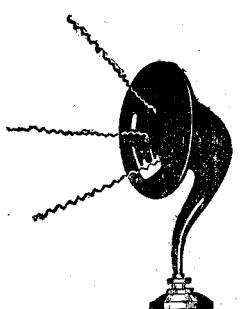
×

×

興亞の礎

貯蓄で築け

支那事變に際して從軍したる軍人軍屬に對する軍屬の地方稅に代る寄附金について



01089

一日現在に於ける俸給又は冷料の年額とす從軍中の増俸及手當は算入せざる事となつてゐる。

(2) 戸數割に代る寄附金については寄附金の徵收方法第一號の寄附申出書による俸給

付し關係事項の記入をせしめ、俸給又は給料の支拂をなすべき者を經由して提出せしむること。

又は給料の年額を基本とし、戸數割賦課の例（此の場合他に資力ありて戸數割を賦課するとき之が賦課に關し扶養控除の事實ある場合は再び扶養控除を要せず又本寄附金を以て戸數割の輕減をなす場合は輕減後の賦課率によること）に準じ寄附金の年額を算定すること。

(3) 寄附金額決定後に於ける戸數割の追加更生に伴ふ寄附金額の追加更正は之をなさざること。

二 寄附金の徵收方法

(1) 寄附願に關しては別記様式の（省略）寄附申出書用紙を市町村長に於て印刷の上所在陸軍部隊及海軍官廳を通じて本人に送

る俸給、手當については、昭和十二年九月法律第九十四號及地方稅に關する法律施行規則第二十五條により、從來戸數割の算定標準たる所得から除外せられてゐたのであるが、此の度陸、海軍兩次官よりの申出に依り内務省との間に協議が遂げられて、軍人軍屬にして内地に在る者（應召者を除く）については本年度以降戸數割相当額を、其の家族の住所地市町村に寄附せしめらるゝこととなつたので、之が取扱につき左に記す事とする。

一 寄附金算定の方法

(1) 寄附金算定基礎たる所得額は其の年四月

出書用紙については、本年度分に限り海軍省、鎮守府及要港部の各所在市町村長に於て當該海軍官廳の所屬軍人軍屬につき必要な數の全部を印刷し之を右海軍官廳に送付すること、（海軍官廳に在りては本年七月二十日迄に寄附申出書を取締め關係市町村長に送付せらるゝ筈につき、用紙の送付は急速にすること）尙明年度分以降の寄附申出用紙の送付についても本年同様の方法によるときは相互に至便多く、且つ寄附申出の脱漏なきを期し得る等の意味に於て海軍當局の希望もあれば可成右により取扱ふこと。

(3) 寄附採納の議決は其の内容を抽象的且括的となし、關係豫算の追加更生と共に議決し置き、寄附申出書受理後は市町村

01090

長に於て、直に寄附金額の決定及之が收受手續をなし得る様取扱ふこと。

(4) 寄附金の徵收期及徵收歩合は原則として戸數割の徵收期及徵收歩合（寄附金決定當時に於けるもの）に準ること、但し本年度分については寄附金決定後到來すべき徵收期及徵收歩合による事とし、既に経過したる徵收期に屬する部分は之を徵收せざること。

(5) 寄附金額決定したるときは、便宜市町村長より納付書を送付し納入を求むること。

三 其の他の事項

(1) 海軍々人軍屬にして本件寄附せらるべき者の範囲は艦隊所屬艦船に在りては准士官以上の者、其の他の各廳に在りては准士官以上の者全部、軍屬は俸給又は給料の月額百圓以上の者にして所得税を課せられざる者全部、下士官以下は其の勤務

所在の市町村又は隣接市町村に一戸を構へ又は獨立の生計を營む者に限ること。(2) 寄附金の納付地は四月一日（本年度に限り七月一日）現在に於ける寄附者の住所地市町村（本人と家族とが同一市町村に在らざることは家族の居住する地の市町村）とし、住所地市町村の變更あるも其の年度内の寄附金の額は之を變更せざること。

(3) 四月一日（本年度に限り七月一日）以降出征する軍人に對しては、其の月以降到來する徵收期に屬する寄附金は之を納付せしめざること。

(4) 四月二日（本年度に限り七月二日）以降新に寄附をなすべき事實の生じたる者（出征者の内地歸還を除く）については其の年度内は寄附をなさしめざることを得前各號の外寄附金の受納に關する手續等は寄附者及當該市町村双方の便宜を考慮し成るべく簡易なる方法を探り事務處理

01091



旱魃に對する水稻の應急處置

鳥取縣農事試驗場に於ける昭和十一年度試驗成績

の迅速を圖ること。

本年度に於ける本寄附金額は、之を戸數割の輕減或は時局に伴ふ已むを得ざる經費の財源に

充當する等、其の使途につき充分留意せらるること。

一 田植時期と收穫量

（品種 銀坊主）

植付時期	段當立米收量	收量	比率
六月二十日	三〇六四	一〇〇	%
七月一日	二九二〇	九三〇	
七月五日	二八六八	九一三	
七月十日	二四五七	七八二	

01092

七月一ノ日假植シ七月二十五日植付セルモノヲ二分シ一方ヲ植付セルモノノヲ	七月一日植付セルモノヲ七月二十五日植付セ	七月二ノ日	七月三ノ日	七月四ノ日	七月五ノ日	七月六ノ日	七月七ノ日	七月八ノ日	七月九ノ日	七月十ノ日	七月十一ノ日	七月十二ノ日	七月十三ノ日	七月十四ノ日
同上ノ残有株	同上ノ残有株	二、四〇五	二、四〇五	二、四〇五	二、四〇五	二、四〇五	二、三九一	一、九一五	一、四六七	一、六〇三	一、六〇三	一、六〇三	一、六〇三	一、六〇三
七月一ノ日假植シ七月二十五日植付セルモノヲ二分シ一方ヲ植付セルモノノヲ	七月一日植付セルモノヲ七月二十五日植付セ	七月二ノ日	七月三ノ日	七月四ノ日	七月五ノ日	七月六ノ日	七月七ノ日	七月八ノ日	七月九ノ日	七月十ノ日	七月十一ノ日	七月十二ノ日	七月十三ノ日	七月十四ノ日
同上ノ残有株	同上ノ残有株	七、六、六	七、六、六	七、六、六	七、六、六	七、六、六	六、二、二	二、九、一	四、六、七	二、九、一	五、一、一	六、六、九	六、六、九	六、六、九

右表の如く七月に入つて植付したものは收量が減じ、殊に七月十五日以後に於ては著しく收量が減する。又植付が遅くなつた場合に假植を行ふと減收を或る程度迄防ぐことが出来る。

一 苗に對する處置

(一) 苗を田植迄其の儘苗代に置く場合

(1) 苗代に水を張つて永く置くが伸び過

ざるから水を排除して伸長抑制に努める

こと

(ロ) 肥切れの爲の苗の發育が甚しく不良なものは少量の稀薄な人糞尿を施用するか、又は硫酸アンモニアを坪當五匁位水肥と

して施用すると共に、二三日後過磷酸石灰及草木灰を少量宛施用すること

(ハ) 苗代期間が長くなると病虫害の發が多

- (1) 嫁虫、嫁蛉、蝗、浮塵子に對し夫々捕蛾、採卵、注油驅除或は薬剤散布すること
- (2) 稻熱病及胡麻葉枯病發生の虞れがあるものは四斗式過石灰ボルドー液を散布すること

(二) 苗を假植して置く場合

努力其他の都合さへつけば右の表に示すやうに假植をすると苗代に放置した場合より好結果が得られるから、成るべく假植した方が得策である。即ち例年慣行の田植時期より一週間以上も田植が出來ないか、又は降雨の見込が立たぬ時は躊躇なく假植した方がよい。

假植の方策は植付けてある本田の株間に假植するものと、特に假植田を設けて假植する場合とがある。

(イ) 特に假植田を設ける場合

- (1) 用水の便のよい田地を選んで本田一反歩の植付用として假植田一・二畝歩を假植すること
- (2) 株間は四寸平方位の密植とすること
- (1) 植付である稻田の株間に密植する場合
- (2) 植方は小株密植とする株間の一方に一株宛植栽すること

二 旱魃の爲著しく遲植となつた

本田に對する處置

本田では苗代より直接に押秧する時と假植苗を定植する時とを間はず著しく遅植したものは苗の活着を早め初期の生育を旺盛ならしめる栽培法を講ずることが必要である。

- (1) 押秧が遅れる程一層密植とすること
- (2) 伸び過ぎた苗は葉先を切つて植付けること
- (3) 活着を速かならしめる爲、植付の際は必ず速効性肥料を施用すること
- 元肥として十分施してある場合は、追肥は

01094

全然施用を差控へること
但し元肥を控目として追肥で十分補ふ豫定
にあるものでも、其の追肥の施用量は減少
すること

追肥を施用する場合には三要素の配合に注意し、成るべく速効性肥料を用ひ、且つ施用の時期は早目にして七月下旬迄には終了すること

(5) 中耕除草を早め、肥効を速からしめること
(6) 浮塵子發生の恐れがあるから之が驅除を勵行すること
(7) 稲熱病發生の徵がある時は四斗式石灰ボルドー液を撒布すること

三 本田植付後旱魃を受けたものに
對する處置
(1) 旱魃出は雑草の發生が多いから田面を薄く削り除草に努めること
(2) 刈草、切藁、麥稈等を株間に散布して水分の蒸發作用を防ぐこと

(3) ザートウイツケンの如き綠肥が、急激に分解を始めて窒素過多に逼する恐があるから過磷酸石灰・硫酸加里・木灰等の磷酸質及加里肥料を施用して、正常健全な發育をさせるやうに努めること



傷痍軍人中等教員の養成

曩に傷痍軍人小學校教員養成及び戰歿者寡婦教員養成の機關を設置せられてこれが志願者を募集せらるゝ事となり、その募集要項についてお知らせし處であります。今回又政府では東京高等師範學校内に「傷痍軍人中等學校教員

養成所」を設置して、傷痍軍人にして中等學校教員たるに適當な人を募つて入所せしめる事となりました。

募集人員

約一〇〇名

國語漢文科	約二〇名
英語科	同一〇名
歴史地理科	同二〇名
數學科	同二〇名
物理化學科	同二〇名
博物科	同一〇名

入所資格

- 1 戰鬪又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り、之が爲恩給法により增加恩給・傷痍年金若は傷痍賜金を受け又は受くる見込確實なるもの
- 2 専門學校卒業者又は之と同等以上の學力を有するもの
- 3 品行方正、意志強固、思想穩健にして中等學校教員たるに適するもの
- 4 教員免許令第五條に該當せざるもの

(3) 旱害甚しく、稻株が殆ど枯死するやうな場合は他の健全稻を株分して補植するか、又は其の稻株を地上五分の位置より刈取り切株面を水中に没しない程度に淺く灌水して速効肥料(硫安の如き)を與へて新芽の發生を促すこと

(4) 井戸を掘つて地下水を利用する場合は、灌溉水の水温を高める爲水路を迂回して灌溉すること

(5) 旱天が連續した時俄に降雨があつて一時に灌溉水が潤澤となつた時は次の注意をすること
(イ) 一時に多量の給水をすると旱青立病を誘發し、假令穗が出ても充實せず白穗になる懼れがあるから、初めは土壤を温める程度に僅かに灌水し、一夜置いて充分に灌水すること

(ロ) 一時に灌水する時は之迄旱魃の爲に分解を抑止されてゐた有機質肥料殊に紫雲英を抑制されるとたんに灌水し、一夜置いて充分に灌水すること

5. 傷病程度が教員たるに差支なきもの
(詳くは役場、職業紹介所、又は縣社會
課に照會のこと)

願書提出

七月三十一日限り 知事宛提出

入所試験

八月二十四日、二十五日の二日間

修業年限

二ヶ年

開所期日

九月十一日の豫定

特典

1 履習した學科に應じて無試験検定で中等

學校教員免許状を授與せられます

2 書籍、文房具費等の補助として一ヶ年二

百圓以内の修學手當を給與せられます

3 授業料は徵集せられません

右志望の方は市町村役場、職業紹介所又は縣社會課に問合せて必要書類を知事宛提出になると
知事に於て證書の上學校の方に推薦せられます

市町村に於ける 軍事扶助金の 取扱について



此處に從來の實績に鑑みて一、二の注意事項を列記しやう。

- (一) 扶助金が縣より到着すれば早速支給をなし
扶助金内譯書に受領印を徵し、概ね五日以内に縣に到着する様發送され。此の場合町村によつては自製の扶助金内譯書を使用する向もあるがこれは縣より送付のものを使つて差支へないのである。縣に於ては此の内譯書を各市町村に於ける扶助金支給狀況を知るの参考資料とする譯であるから記入は正確、明瞭に、提出は迅速に取扱ひ、扶助事由消滅したる者に對しては努めて廢停止の日限り扶助金等を支給せざる様取計はれたい。



止に關する 經濟法令違反防 標語募集集

斯樣のものに就ては時に扶助金支給の遲延することあるやも計られざるにつき充分注意せられたいものである。

支那事變が長期に亘るに伴れて各種の非常対策にして平常化するものがあり、入營、應召軍人の遺家族に對する軍事扶助事業も今次事變の勃發以來著しく増大し、非常時局下に於ける銃後對策として劃紀的な効果を擧げ來つたが、今日に於てはそれ等の事務も非常と云ふよりは寧ろ平常事務的になりつゝある觀がある。然しそ各市町村當局に於ては常に該事業本來の特質を稽へ、飽く迄非常對策としての實績を擧ぐるに心掛け、扶助金品等の支給は精確且迅速に各被扶助者に支給せられたい。特に生活扶助金の如く被扶助者の便宜上市町村毎に絡め代表者を一定して支給方を一任する方法を講ずる今日に於て各市町村當局の協力を一層切望する。

- (二) 軍事扶助申請書には許可を受けたる後の扶助金受領方を一定の總代人に委任する委任狀を添付する（昭和十三年四月二十二日鳥取縣訓令甲第九號參照）こととなつてゐるが、往々にして該委任狀の添付済となつてゐるものがある。

近代戰は國家總力戰であります。如何に武力戦で勝つても背後の國民精神が弛緩したり、肝心な經濟戰で敗けては第一線の勇士の方々に對し何とも申譯ない許りか、戰勝貫徹の目的は期待出來ないのであります。殊に長期建設となりますと一層豊富な經濟力の充實が要求されるのです。戰時經濟に於ては戰爭と云ふ國家目的の

01098

に凡ゆる國家總力を傾倒して目的達成に邁進せねばなりません。戰爭といふ國家全体の課題爲の前には國民は凡ゆる苦難を忍ばなければなりません。

次々と發布されつゝある戰時經濟に關する統制法令は結局軍需資材の確保と豫算の遂行輸出の振興、國民生活の安定等の爲であります。これを確保する爲に生れたのが經濟警察であります。經濟警察制度確立後既に一年になりますが、其の間經濟統制違反は全國で相當な數に上り、減少するどころか却て増加の傾向にあるはまことに憂ふべき現象です。經濟警察當局としては違反が全然なくなることを望んでゐるのであります。まして、どうして違反を防止したらいいかに就て日夜腐心してゐる次第です。

違反すまいと思へば先づ經濟統制諸法令の内容をよく知ることが第一ですが、それと同時に、どういふわけで經濟統制が出來たかと云ふことを知らなければなりません。この意味がわからば日本國民である限りどうしまして、どうして違反を防止したらいゝかに就て日夜腐心してゐる次第です。



01099

警察部及經濟部に於て行ふ

念の醸成其他經濟警察違反防止に關する適切な標語であることを要します。

二 應募用紙

官製はがき（又ははがき大の厚紙）一枚三句以内 住所氏名（小學兒童にありては學校、學年名）明記の上、はがき表面に「標語」と朱書すること

三 宛名

鳥取縣廳保安課内

鳥取縣經濟警察協議會

四 締切

七月三十一日（同日付消印あるものは有效）

五 発表

八月中旬の豫定

六 賞

一等 一名 額面十五圓貯蓄債券一枚
二等 二 名 同七圓五十錢貯蓄債券一枚三等 五 名 金 壱 圓 宛
佳作 若干名 記 念 品

七 審査

ても統制諸法令を守らなければならぬ、といふ觀念が自然と浮んでくるでせう。經濟統制は絶對に守りませう、違反しないで國策に順應しませう、と廣く一般に呼びかけ、經濟統制に対する認識を深め經濟警察に對する縣民各位の關心を更に昂揚せしめんが爲に左の要項により標語を募集することになりましたから、當業者は

素より廣く一般から奮つて多數應募されることを希望します。

尙應募要項の入用の方は縣保安課及各警察署へ申込めば直ちに送付することになります

要項

一 内容

戰爭に勝つ爲には經濟統制命令を絶對遵守すべきこと、即ち闇取引や、公定價格違反をしないで國策に順應すべきこと、更に違反防止上一般國民も經濟警察に協力すべきこと等を強調したものであつて、違法觀

戦歿者又は出動軍人の家庭には婦人や子供や老人が多いので、これが保護指導に關しては適當な婦人がこれに當ることが種々都合のよい場合が多いので、今回左記三氏を遺・家族指導囑託として依頼することになつたから、遺・家族の個別指導はもとより、其他各種の會議にも極力利用せられたい。

遺・家族指導囑託

鳥取市丹後片原町七五

鳥取市東町 二七三

福原富子

此野よし
高橋さく
東伯郡花見村大字長和田七四二

政府への金賣却者

(昭和十四年五月分)

